

No.	資料名	頁	章番号	意見	三重県の考え方	仕様書の追記または修正有無	仕様書変更前	仕様書変更後
1	次期三重県情報ネットワークに係るネットワーク設計・構築・運用保守仕様書(1版)	P22	P22 7.3.1. 有線ネットワーク	「既存機器の不要機能の削除 やポートの集約を検討すること。必要に応じて既存図書の確認及び現地調査を行うこと。」とあるが現地調査を実施できる期間及び調査可能時間帯を提示して頂きたい。	契約締結後であれば、本県及び関係事業者と調整のうえであれば、特に期間の定めなく調査を実施いただいで構いません。 入札、提案のための図書閲覧は入札参加資格および秘密保持契約を締結後に閲覧可能とする予定で、現地調査の実施有無および実施方法は検討中です。 対応可能時間はともに10時-17時を予定しています。	なし		
2	次期三重県情報ネットワークに係るネットワーク設計・構築・運用保守仕様書(1版)	P22	7.3.2. 無線LAN	オーバーレイネットワークが望ましいのは端末ネットワークの制御を集約化したいという意図であれば、ルータ・スイッチで対応させることも可能ですが、無線LAN機器で実装することは想定されていますでしょうか	単独地域拠点向けに配備している回線に依存せず、無線LANが利用可能であれば、実装場所および方法については制限しません。 ただし、LGWAN接続系やマイナンバー利用事務系を利用する可能性があるため、拠点間で共通のVLANを利用することは禁止します。必ず、拠点ごとに個別のVLANを使用し、LGWAN接続系やマイナンバー利用事務系を論理的に分割できる設計とします。	あり		「7.4.1.5 単独地域機関の接続」に以下を追記 LGWAN系やマイナンバー系を利用する可能性があるため、拠点間で共通のVLANを利用することは禁止とする。必ず拠点ごとに個別のVLANを使用し、LGWAN系やマイナンバー系が論理的に分割可能な設計とすること。
3	次期三重県情報ネットワークに係るネットワーク設計・構築・運用保守仕様書(1版)	P31	P31 9.2.2. 基幹コア L3スイッチ(IDC) 9.2.3. 基幹コア L3スイッチ(本庁舎)	「スイッチング容量が 6.4Tbit/s 以上であること。」とあるが 3.2Tbit/s以上では要件満たせられないでしょうか？	必要なスイッチング容量を再調査した結果、一部の要件が過剰である可能性があるため、スイッチング容量は 3.2Tbit/s以上に要件を変更いたします。	あり	スイッチング容量が 6.4Tbit/s 以上であること。	スイッチング容量が 3.26.4Tbit/s 以上であること。
4	次期三重県情報ネットワークに係るネットワーク設計・構築・運用保守仕様書(1版)	P41	9.2.16 外部ファイアウォール	物理的に分割しない構成で利点考えられるため選択できる仕様が望ましい。	統合構成と分割構成のそれぞれにメリットとデメリットが存在する認識ですが、以下の理由から外部ファイアウォールの分割を必須とする予定です。 ・バージョンアップやハードウェア障害の影響を限定的にするため ・内部ファイアウォールと外部ファイアウォールとのセキュリティ境界を明確に分割するため	なし		
5	次期三重県情報ネットワークに係るネットワーク設計・構築・運用保守仕様書(1版)	P43	P43 9.3.2. 無線 LANコントローラ	クラウド型を必須としているが、コスト、運用稼働が現状より良く実行できればクラウド型必須のように受け止められなかったが、クラウド型を必要とする要件はありますか？	今後、機能拡充がクラウド管理型へ移行していくことを考慮し、クラウド管理型を要件とする予定です。	なし		
6	次期三重県情報ネットワークに係るネットワーク設計・構築・運用保守仕様書(1版)	P45	9.3.3. 無線 LAN 監視装置	無線の接続性に関しては、機器の監視・情報取得も重要ですが、端末環境の詳細状況を把握するには、端末側のセンサー(エージェント)等で現地の無線状況を取得することも有用と考えます	ご意見を参考に、要件の変更を検討いたします。	なし		
7	次期三重県情報ネットワークに係るネットワーク設計・構築・運用保守仕様書(1版)	P47	P47 9.4. ネットワーク(その他)要件	9.4.1. Syslogサーバ 9.4.2. Radiusサーバ 9.4.5. ネットワーク管理サーバ 9.4.6. プロキシサーバ 9.5.1. メールサーバ 9.5.1.4 内部メールサーバ 9.5.2. 外部 DNSサーバ 9.5.3. 内部 DNSサーバ 上記項目について「本県が保有する 共通機能基盤 上に構築する場合、以下の本県が保有するものを利用可能とする。」とあるが、共通仮想基盤の利用可能なリソースを提示して頂きたい。 Syslogサーバ、Radiusサーバ等の各サーバ毎に割り当て可能なリソースはどれくらい可能なか？などの提示は可能でしょうか？	本調達で利用可能な共通基盤のリソースは以下の通りです。 コア数: 144 vCPU メモリ: 300 GB Disk: 13,020 GB 上記リソースを超えない限り、仮想マシンは一般的な範囲内で必要な数を構築して問題ありません。 ただし、リソースが不足する場合は、不足分の物理サーバを別途用意していただくことを想定しております。	あり	・本県が保有する共通機能基盤上に構築する場合、以下の本県が保有するものを利用可能とする。	・本県が保有する共通機能基盤上に構築する場合、以下の本県が保有するものを利用可能とする。利用可能なリソース上限値は、章「x.x.x」に記載の通り。 章「x.x.x」共通機能基盤リソース 本調達で利用可能な共通基盤のリソースは以下とする。 コア数: 144 vCPU メモリ: 300 GB Disk: 13,020 GB 上記リソースを超えないのであれば仮想マシンは常識の範囲内で何台構築しても問題ない。 リソースが足りない場合は、不足するリソース分の物理サーバを別途用意すること。
8	次期三重県情報ネットワークに係るネットワーク設計・構築・運用保守仕様書(1版)	P48	P48 9.4.2. Radiusサーバ	「端末の更新時期を考慮して 10,000 ライセンスを含むこと。」とあるが、無線LAN、有線LANで認証を必要とする機器をカウントしている認識で良いでしょうか？ 有線LANの認証対象は何台を想定していますか？(全体では8000台の認識)	ご認識の通りです。 台数は現時点で無線LANを利用する端末の最大数に基づいていますが、無線環境の再整備に伴い、無線LAN利用端末が増加する可能性があります。 有線LAN認証の実施有無および規模感等については設計時に本県と協議のうえで決定することを想定しております。	あり		P28 「7.3.4.2 Radiusサーバ」に以下を追記 <提案>有線LAN認証を実装すること。実装範囲や方法、手法については設計時に本県と協議のうえで決定すること。
9	次期三重県情報ネットワークに係るネットワーク設計・構築・運用保守仕様書(1版)	P48	9.4.2 Radiusサーバ	無線での認証、有線での認証、認証の例外など、想定している認証パターンについて記載頂きたい。	有線認証は現時点では利用していません。 次期構成では有線認証の導入が望ましいものの、既存環境では職員端末がHUBを介して有線ネットワークに接続されているため、有線認証の実施の有無及び手法については提案要素とします。 現在無線で利用している認証方式は以下の通りです。 ・MACアドレス認証+WPA2 PSK ・MACアドレス認証+WPA2 Enterprise(EAP-TLS) 現時点では暗号化方式をWPA3へ変更することを想定しておりますが、認証方式を含め、セキュリティ強化のために最適な形で再設計を行うこととします。	あり	P24「7.3.2.1 無線LANアクセスポイント」 既存システムの導入から年数が経過しているため、認証方式及び暗号化方式が適切かを再検討し、必要に応じて最適な方式に再設計を行うこと。	P24「7.3.2.1 無線LANアクセスポイント」 既存システムの導入から年数が経過しているため、認証方式及び暗号化方式が適切かを再検討し、必要に応じて最適な方式に再設計を行うこと。なお、現行の無線LAN環境では下記の認証方式を使用している。 ・MACアドレス認証+WPA2 PSK ・MACアドレス認証+WPA2 Enterprise(EAP-TLS)
10	次期三重県情報ネットワークに係るネットワーク設計・構築・運用保守仕様書(1版)	P48	9.4.2. Radius サーバ ② 無線LANアクセスポイントと連携し～	EAP-TLS認証などを実施する場合、端末への証明書配布などは手動対応でも問題ないでしょうか？	配布方法は問いませんが、原則として配布は受託事業者が実施するものとします。	あり		P28 「7.3.4.2 Radiusサーバ」に以下を追記 証明書による認証を実施する場合、証明書の配布方法は問わないが、原則として受託事業者が実施すること。
11	次期三重県情報ネットワークに係るネットワーク設計・構築・運用保守仕様書(1版)	P56	9.5.1	メールアドレス数でライセンスが必要になる製品があるためメールアドレス数を記載頂きたい。	現時点では最大8,500アカウントを対象とする予定です。	あり	以下の性能要件を満たすこと。 ・システム利用者(インターネットメールを利用する職員): 約7,500名 ・アカウント数: 7,500アカウント ・ピーク時/1か月: 約28万通 ・平均/1か月: 約24万通 ・ピーク時/1分: 300通	以下の性能要件を満たすこと。 ・システム利用者(インターネットメールを利用する職員): 約8,0007,500名 ・アカウント数: 8,0007,500アカウント ・メールアドレス数: 8,500アカウント ・ピーク時/1か月: 約28万通 ・平均/1か月: 約24万通 ・ピーク時/1分: 300通

No.	資料名	頁	章番号	意見	三重県の考え方	仕様書の追記または修正有無	仕様書変更前	仕様書変更後
12	次期三重県情報ネットワークに係るネットワーク設計・構築・運用保守仕様書(1版)	P56	9.5.1	ファイル分離機能を利用する送信元・宛先は内部のため厳密なセキュリティチェック機能は省略可能と考えます。	現時点で利用しているメールセキュリティ対策は以下の通りです。 ・ウイルスチェック機能 ・添付ファイル分離機能 ・誤送信対策機能 ただし、次期構成ではサーバにて機能を集約することを検討しているため、調達仕様書に記載の機能要件を必ず満たす必要があります。	なし		
13	次期三重県情報ネットワークに係るネットワーク設計・構築・運用保守仕様書(1版)	P64	9.5.3	負荷分散装置は、必須と考えます。DNS項目ではなく別項目として記載頂きたい。	ご意見を参考に、調達仕様書では別項目にて記載いたします。	あり		9.4.7 ロードバランサー を新規で追記
14	次期三重県情報ネットワークに係るネットワーク設計・構築・運用保守仕様書(1版)	P70	9.6.2	実行容量20TB+防災用10TBの合計30TBが必要容量かどうか記載頂きたい。	実効容量として必要です。	あり	実効容量として20TB以上のストレージ容量を構成すること。	実効容量として3020TB以上のストレージ容量を構成すること。
15	次期三重県情報ネットワークに係るネットワーク設計・構築・運用保守仕様書(1版)	P80	9.8.2. 災害時用プロキシサーバ	災害時の利用という限定利用であれば、最低限のセキュリティとすることで「9.8.2. 災害時用プロキシサーバ」、「9.8.3. 災害時用ファイアウォール」を集約することが可能と思われます	RFC時の記載に不足がありましたが、災害用プロキシサーバでは非常時用無線 (SSID) の認証を実施する必要があります。それらを含めて集約したうえで、非常時用SSIDの認証が実施可能であれば問題ありません。	あり		・ 本サーバの筐体上に災害時用Radiusサーバを合わせて構築すること。
16	次期三重県情報ネットワークに係るネットワーク設計・構築・運用保守仕様書(1版)	P80	P80 9.10.1. ネットワーク可視化システム	ネットワークの可視化、ネットワーク利用状況の監視を行う対象機器はすべてのNW機器が対象となるのか？具体的な対象機器を提示して頂きたい。	ネットワーク可視化システムは、端末の通信経路上のポトルネックを特定し、通信遅延の際の切り分け情報を提供することを目的としています。 そのため、個々のネットワーク機器の利用状況等は別途調達予定のネットワーク監視システムで対応する予定です。その際の対象は本調達で導入する機器(システム含む)および設計時に本県から指定された機器(システム含む)を予定しております。	なし		
17	次期三重県情報ネットワークに係るネットワーク設計・構築・運用保守仕様書(1版)	P81	9.11 その他	UPSは電源供給終了から2時間稼働を担保するための増設バッテリーユニットを想定記載頂きたい。	UPSの稼働時間を改め、停電時に10分程度の稼働を確保するよう要件を変更いたします。	なし		
18	次期三重県情報ネットワークに係るネットワーク設計・構築・運用保守仕様書(1版)	P89	10.16. 問い合わせ対応	運用統括業務の稼働量が不明なため積算ができないため、想定される業務量の用途を明示頂きたい。	ご意見を参考に、要件の変更を検討いたします。 なお、運用統括業務は1回/日程度を想定しています。	あり		運用統括業務 随時:1回/日
19	次期三重県情報ネットワークに係るネットワーク設計・構築・運用保守仕様書(1版)	P97	13.1.1. 機器の撤去	無線APの設置場所・設置箇所の詳細を見積提示時に調査確認が可能であれば適切な費用が回答が可能です。	本調達ではアクセスポイント等の増設を行う想定であり、想定設置場所は別紙として提供する予定です。なお、想定設置場所は本県の想定であり、応札事業者は応札時に配置場所および台数を検討し、費用を積算する必要があります。	なし		
20	次期三重県情報ネットワークに係るネットワーク設計・構築・運用保守仕様書(1版)	P97	13.1.1. 機器の撤去	令和14年1月から3月は、現行機器の運用は終了予定ですが、この期間はデータ消去や撤去作業を実施期間か。	ご認識の通りです。令和14年1月から3月の期間において、データ消去や撤去作業の実施を予定しております。	なし		
21	ローカルブレイクアウト回線仕様書	P3	2.4責任分界点	2.4責任分界点に「IDC内ラックに設置されているパッチパネル」とありますが、4.1.2に記載の「本庁舎内の指定ラック内のパッチパネル」という認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。 ご意見を参考に、調達仕様書の一部を変更いたします。	あり	2.4. 責任分界点 回線終端装置の機器ポート(RJ-45等)又はIDC内指定ラックに設置されているパッチパネル(光コネクタSC2芯)を責任分界点とする。	2.4. 責任分界点 回線終端装置の機器ポート(RJ-45等)又はIDC本庁舎内指定ラックに設置されているパッチパネル(光コネクタSC2芯)を責任分界点とする。
22	ローカルブレイクアウト回線仕様書	P8	4.1.1基本仕様	4.1.1基本仕様「回線に接続する拠点あたりの端末/機器(MACアドレス数)に制限がないこと」とありますが、インターネット回線へ求める要件ではないと考えますので、削除をお願いいたします。	ご意見を参考に、調達仕様書の一部を削除いたします。	あり	4.1.1. 基本仕様 回線に接続する端末 機器 (MAC アドレス数)に制限がないこと。	4.1.1. 基本仕様 回線に接続する端末 機器 (MAC アドレス数)に制限がないこと。
23	主回線仕様書	P2 P8	2.3調達内容 4.1.1基本仕様	2.3調達内容および4.1.1基本仕様に記載の「IDC用主回線①」および「本庁舎用主回線②」については10G回線(最大帯域10Gbps、確保帯域10Gbps)は冗長構成をとること、と記載されておりますが、図2-1に表記のとおり、仕様を満たす10G回線を冗長構成として各拠点へ2回線接続する認識でよろしいでしょうか。	回線の冗長構成として、トータルで最大帯域10Gbps、確保帯域10Gbpsを満たすことを要件としております。現行は5Gbps回線の冗長構成としておりますが、最大帯域と確保帯域を満たす冗長化した回線であれば問題ございません。	なし		
24	主回線仕様書	P8	4.1.1基本仕様	4.1.1「>局舎への経路を異経路もしくはテープ分散等で冗長」とありますが、現行ネットワークでは「局舎への経路を異経路」となっております。テープ分散での冗長構成の場合、同一ケーブル内テープ分散も仕様上は可となりますので、共通仕様書P2の図2-1「現行ネットワークの課題」に記載の回線切断リスク増大となります。現行ネットワークと同基準とすることを強く推奨いたします。	基本的には、局舎への経路は異経路での冗長化が望ましいですが、コストの観点から一部の拠点については、テープ分散による冗長構成を許容することとします。	なし		
25	主回線仕様書	P8	4.1.1基本仕様	4.1.1「網内遅延の月平均が35msecを超えないこと。」とありますが、現行ネットワークでは月平均10msecを超えないこととなっております。共通仕様書の図2-1に記載のクラウド利用を見据えた次期ネットワークとしては、クラウドサービス利用時に増加する遅延時間も考慮し、現行ネットワークと同基準とすることを強く推奨いたします。	要件を満たせる応札事業者が限定されるため、記載の通りとさせていただきます。	なし		

No.	資料名	頁	章番号	意見	三重県の考え方	仕様書の追記または修正有無	仕様書変更前	仕様書変更後
26	主回線仕様書	P8	4.1.1.基本仕様	「回線に接続する拠点あたりの端末機器（MACアドレス数）に制限がないこと。」の「（MACアドレス数）」の部分を削除して頂きたい。 網内のMACアドレスの学習数には一般的に制限があり、制限を設けないことは困難です。MACアドレスの学習数を越えたMACアドレスを用いると通信が不安定になる場合がありますが、実運用上は回線接続にルータを用いてネットワークを分割し、網内ではルータのMACアドレスのみを学習することになるかと思っておりますので、「（MACアドレス数）」の部分には言及しない表現にさせていただいても問題はないかと考えます。	ご意見を参考に、調達仕様書の一部を削除いたします。	あり	4.1.1. 基本仕様 回線に接続する端末機器（MACアドレス数）に制限がないこと。	4.1.1. 基本仕様 回線に接続する端末機器（MACアドレス数）に制限がないこと。
27	主回線仕様書	P8	4.1.1.基本仕様	県の定める回線終端装置の設置場所にケーブルを引き込むにあたり、配管及び回線終端装置の利用する電源コンセントの新設が必要となった場合、県、もしくは利用機関側で用意するものとし、仕様書への明記をお願いしたい。 電気通信事業者としては、通信サービスとして配管工事及び電源工事への対応が困難です。 また、建物に付帯する配管及び電源コンセントが将来、本業務以外の回線サービス提供や、構内LAN設備などに流用される場合があることを考えると、各市町など施設側の所有資産として準備、管理されるものであることが望まれると考えます。	電源の用意が困難な箇所に回線終端装置を設置することはないため、記載の通りとさせていただきます。	なし	-	-
28	主回線仕様書	P10 P11	4.2.2保守対応期間 4.2.4.	4.2.2保守対応期間に「IDC及び本庁舎は24時間365日」「総合庁舎及び市町等利用機関は8時から18時」とありますが、4.2.4では「24時間365日の監視、故障受け付け及び障害対応」となっております。主回線については、総合庁舎及び市町等利用機関でもIDC及び本庁舎と同基準の24時間365日の保守対応とすることを推奨いたします。	ご意見を参考に、要件の変更を検討いたします。	あり	4.2.2. 保守対応期間 保守対応期間は、IDC及び本庁舎は24時間365日、総合庁舎及び市町等利用機関は8時から18時を原則とする。ただし、本県の休日を定める条例第1条1項に規定する休日・夜間の時間において入館が不可能な拠点においては別途協議する。	4.2.2. 保守対応期間 保守対応期間は、 IDC及び本庁舎は24時間365日、総合庁舎及び市町等利用機関は8時から18時を原則とする。 ただし、本県の休日を定める条例第1条1項に規定する休日・夜間の時間において入館が不可能な拠点においては別途協議する。
29	主回線仕様書	P10	4.2.3.監視・運用保守	「トラフィックが本県の設定した閾値を超えた場合は、メール等によりアラーム通知トラフィックが本県の設定した閾値を超えた場合は、メール等によりアラーム通知を行うこと。」の条件削除をお願いしたい。	本要件は監視要件として重要なものと考えているため、記載の通りとさせていただきます。	なし	-	-
30	主回線仕様書	P11	4.2.4.	4.2.4「尾鷲・熊野地域の地理的に早急な駆け付けが困難な地域は、駆け付け完了までの時間を4時間以内とすること」とありますが、保守運用面での早期対応が不可欠と考えられます。現行ネットワークと同基準とすることを推奨いたします。	基本的には、地域の場所に影響を受けることのない駆け付け対応が望ましいですが、コストの観点から該当地域への対応は本要件で許容することとします。	なし	-	-
31	主回線仕様書	P11	4.2.4.障害時対応	「駆け付けける必要があると判断してから、駆け付け完了までの時間を2時間以内とすること。また、尾鷲・熊野地域の地理的に早急な駆け付けが困難な地域は、駆け付け完了までの時間を4時間以内とすること。なお、平日夜間や休日の対応については、本県と協議すること。」の条項についても、「ただし、大規模災害発生時はこの限りではない。」とする文言を加えて頂きたい。	ご意見を参考に、調達仕様書の一部を変更いたします。	あり	4.2.4. 障害時対応 駆け付けける必要があると判断してから、駆け付け完了までの時間を2時間以内とすること。また、尾鷲・熊野地域の地理的に早急な駆け付けが困難な地域は、駆け付け完了までの時間を4時間以内とすること。なお、平日夜間や休日の対応については、本県と協議すること。	4.2.4. 障害時対応 駆け付けける必要があると判断してから、駆け付け完了までの時間を2時間以内とすること。また、尾鷲・熊野地域においては、駆け付け完了までの時間を4時間以内とする。 ただし、大規模災害発生時はこの限りではないが、可能な限り速やかに対応すること。駆け付け4時間以内とする拠点の詳細については、本県と協議とする。 なお、平日夜間や休日の対応については、本県と協議すること。
32	主回線仕様書	P13	5.1.SLA項目	「ただし、受託事業者が独自に下記よりも厳格なSLA項目を設定している場合は、それを適用する。」とありますが、その場合、表5-1の内容全体を受託事業者が独自に定めているSLA項目に差し替えることとしていただきたい。 通信事業者では自社で定めているSLA項目を検証できるように、オペレーションが設計されており、お客様の求める独自のSLA基準項目を追加することは受け入れにくい状況があります。	ご意見の通り、応札事業者が調達仕様書の条件より厳格なSLA項目で運用している場合はそれを除外することはありません。契約時に差し替えることを想定しております。	あり	5.1. SLA項目 ただし、受託事業者が独自に下記よりも厳格なSLA項目を設定している場合は、それを適用する。	5.1. SLA項目 ただし、受託事業者が独自に下記よりも厳格なSLA項目を設定している場合は、 それを適用する。 独自のサービスレベル設定基準を適用する。
33	主回線仕様書	P13	5.1.SLA項目	「サービスレベル基準値を違反しないよう、運用業務を行うこと。違反した場合は、減額ポイントに応じた金額を減額する。なお、減額は該当拠点毎に月額で算出する。」とありますが、「減額金額の合計は回線利用料を上限とする」条件をつけていただきたい。	ご意見を参考に調達仕様書に追記いたします。	あり	5.1. SLA項目 違反した場合は、減額ポイントに応じた金額を減額する。なお、減額は該当拠点毎に月額で算出する。	5.1. SLA項目 違反した場合は、減額ポイントに応じた金額を減額する。なお、減額は該当拠点毎に月額で算出する。 減額金額の合計は回線利用料を上限とする。

No.	資料名	頁	章番号	意見	三重県の考え方	仕様書の追記または修正有無	仕様書変更前	仕様書変更後
34	主回線仕様書	P13	5.1.SLA項目	県から求めるSLA項目としては、No2.「故障復旧期間」に集約し、他はそれ以外に受託事業者が独自に定めているSLA項目があればそれも適用するように内容にしていきたい。 通信事業者では自社で定めているSLA項目を検証できるように、オペレーションが設計されており、お客様の求める独自のSLA基準項目を追加することは受け入れにくい状況があります。 また、「故障復旧期間」があれば、「保守着手時間」に対するサービスレベルへの向上にも寄与することにつながります。仮に24時間の故障が生じた場合、その拠点の稼働率も下がることになるので「回線稼働率」も下がることになり2重でペナルティが生じることとなります。そのように重複する要素もあるので、県からは「故障復旧期間」をSLA基準として求めることとし、それ以外に受託事業者が独自に定めているSLA項目があればそれも適用するという内容でサービス品質を担保する目的は果たせるかと思いますのでそのようにしていただければと考えます。	ご意見を参考に、調達仕様書の一部を変更いたします。	あり	5.1. SLA項目 ただし、受託事業者が独自に下記よりも厳格なSLA 項目を設定している場合は、それを適用する。	5.1. SLA項目 ただし、受託事業者が独自に下記よりも厳格なSLA 項目を設定している場合は、それを適用する。 独自のサービスレベル設定基準を適用する。
35	主回線仕様書	P13	5.1.SLA項目	No3.の障害再発について、No2.の設定同様、「第三者によるもの、自然災害によるもの」の他、「故障の発生期間や発生頻度が低く、受託事業者で不具合の状況を確認できない場合」を除外項目としていただきたい。 稼働していない状態が続いているのであれば、故障箇所の切り分けができるのですが、故障の発生期間や発生頻度が低く、受託事業者側で不具合の状況を確認できない場合は故障箇所の特定が難しく、ユーザ側起因の可能性も含め様子を見ろといった対応にならざるを得ない場合があります。そのような場合結果的には、同一場所、同一原因で障害再発となる場合があり、除外項目としていただきたいと考えます。	ご意見を参考に、調達仕様書の一部を変更いたします。	あり	No.3 障害再発 復旧対応作業完了後、同一場所、同一原因での障害再発は、右の基準値であること。	No.3 障害再発 復旧対応作業完了後、同一場所、同一原因での障害再発は、右の基準値であること。 (第三者によるもの、自然災害等によるものは除く)
36	バックアップ回線仕様書	P7	4.1.1. 基本仕様	「回線に接続する拠点あたりの端末 機器(MAC アドレス数)に制限がないこと。」の「(MAC アドレス数)」の部分を削除して頂きたい。 網内のMACアドレスの学習数には一般的に制限があり、制限を設けないことは困難です。MACアドレスの学習数を越えたMACアドレスを用いると通信が不安定になる場合がありますが、実運用上は回線接続にルータを用いてネットワークを分割し、網内ではルータのMACアドレスのみを学習することになるかと思いますので、「(MAC アドレス数)」の部分には言及しない表現にさせていただいても問題はないかと考えます。	ご意見を参考に、調達仕様書の一部を削除いたします。	あり	4.1.1. 基本仕様 回線に接続する端末 機器(MAC アドレス数)に制限がないこと。	4.1.1. 基本仕様 回線に接続する端末 機器(MAC アドレス数)に制限がないこと。
37	バックアップ回線仕様書	P8	4.1.2.回線の敷設	県の定める回線終端装置の設置場所にケーブルを引き込むにあたり、配管及び回線終端装置の利用する電源コンセントの新設が必要となった場合、県、もしくは利用機関側で用意するものとし、仕様書への明記をお願いしたい。 電気通信事業者としては、通信サービスとして配管工事及び電源工事への対応が困難です。 また、建物に付帯する配管及び電源コンセントが将来、本業務以外の回線サービス提供や、構内LAN設備などに流用する可能性があることを考えると、各市町など施設側の所有資産として準備、管理されるものであることが望まれると考えます。	電源の用意が困難な箇所に回線終端装置を設置することはないため、記載の通りとさせていただきます。	なし	-	-
38	バックアップ回線仕様書	P10	4.2.3.監視・運用保守	「トラフィックが本県の設定した閾値を超えた場合は、メール等によりアラーム通知トラフィックが本県の設定した閾値を超えた場合は、メール等によりアラーム通知を行うこと。」の条件削除をお願いしたい。	本要件は監視要件として重要なものと考えているため、記載の通りとさせていただきます。	なし	-	-
39	バックアップ回線仕様書	P10	4.2.4. 障害時対応	「駆け付けが必要があると判断してから、駆け付け完了までの時間を 2 時間以内とすること。また、尾鷲・熊野地域の地理的に早急な駆け付けが困難な地域は、駆け付け完了までの時間を 4 時間以内とすること。なお、平日夜間や休日の対応については、本県と協議すること。」の条項についても、「ただし、大規模災害発生時はこの限りではない。」とする文言を加えて頂きたい。	ご意見を参考に、調達仕様書の一部を変更いたします。	あり	4.2.4. 障害時対応 駆け付ける必要があると判断してから、駆け付け完了までの時間を2時間以内とすること。また、尾鷲・熊野地域の地理的に早急な駆け付けが困難な地域は、駆け付け完了までの時間を4時間以内とすること。なお、平日夜間や休日の対応については、本県と協議すること。	4.2.4. 障害時対応 駆け付ける必要があると判断してから、駆け付け完了までの時間を2時間以内とすること。また、尾鷲・熊野地域においては、駆け付け完了までの時間を4時間以内とする。 ただし、大規模災害発生時はこの限りではないが、可能な限り速やかに対応すること。駆け付け4時間以内とする拠点の詳細については、本県と協議とする。 なお、平日夜間や休日の対応については、本県と協議すること。

No.	資料名	頁	章番号	意見	三重県の考え方	仕様書の追記または修正有無	仕様書変更前	仕様書変更後
40	バックアップ回線仕様書	P12	5.1. SLA項目	「ただし、受託事業者が独自に下記よりも厳格なSLA項目を設定している場合は、それを適用する。」とありますが、その場合、表5-1の内容全体を受託事業者が独自に定めているSLA項目に差し替えることとしていただきたい。 通信事業者では自社で定めているSLA項目を検証できるように、オペレーションが設計されており、お客様の求める独自のSLA基準項目を追加することは受け入れにくい状況があります。	ご意見の通り、応札事業者が仕様書の条件より厳格なSLA項目で運用している場合はそれを除外することはありません。契約時に差し替えることを想定しております。	あり	5.1. SLA項目 ただし、受託事業者が独自に下記よりも厳格なSLA項目を設定している場合は、それを適用する。	5.1. SLA項目 ただし、受託事業者が独自に下記よりも厳格なSLA項目を設定している場合は、 それを適用する。独自のサービスレベル設定基準を適用する。
41	バックアップ回線仕様書	P12	5.1. SLA項目	「サービスレベル基準値を違反しないよう、運用業務を行うこと。違反した場合は、減額ポイントに応じた金額を減額する。なお、減額は該当拠点毎に月額で算出する。」とありますが、「減額金額の合計は回線利用料を上限とする」条件をつけていただきたい。	ご意見を参考に、調達仕様書の一部を変更いたします。	あり	5.1. SLA項目 違反した場合は、減額ポイントに応じた金額を減額する。なお、減額は該当拠点毎に月額で算出する。	5.1. SLA項目 違反した場合は、減額ポイントに応じた金額を減額する。なお、減額は該当拠点毎に月額で算出する。 減額金額の合計は回線利用料を上限とする。
42	バックアップ回線仕様書	P12	5.1. SLA項目	県から求めるSLA項目としては、No2「故障復旧期間」に集約し、他はそれ以外に受託事業者が独自に定めているSLA項目があればそれも適用するように内容にしていきたい。 通信事業者では自社で定めているSLA項目を検証できるように、オペレーションが設計されており、お客様の求める独自のSLA基準項目を追加することは受け入れにくい状況があります。 また、「故障復旧期間」があれば、「保守着手時間」に対するサービスレベルへの向上にも寄与することにつながります。仮に24時間の故障が生じた場合、その拠点の稼働率も下がることになるので「回線稼働率」も下がることになり2重でペナルティが生じることとなります。そのように重複する要素もあるので、県からは「故障復旧期間」をSLA基準として求めることとし、それ以外に受託事業者が独自に定めているSLA項目があればそれも適用するという内容でサービス品質を担保する目的は果たせるかと思いますのでそのようにしていただければと考えます。	ご意見を参考に、調達仕様書の一部を変更いたします。	あり	5.1. SLA項目 ただし、受託事業者が独自に下記よりも厳格なSLA項目を設定している場合は、それを適用する。	5.1. SLA項目 ただし、受託事業者が独自に下記よりも厳格なSLA項目を設定している場合は、 それを適用する。独自のサービスレベル設定基準を適用する。
43	バックアップ回線仕様書	P12	5.1. SLA項目	No3.の障害再発について、No2.の設定同様、「第三者によるもの、自然災害によるもの」の他、「故障の発生期間や発生頻度が低く、受託事業者で不具合の状況を確認できない場合」を除外項目としていただきたい。 稼働していない状態が続いているのであれば、故障箇所の切り分けができるのですが、故障の発生期間や発生頻度が低く、受託事業者側で不具合の状況を確認できない場合は故障箇所の特定が難しく、ユーザ側起因の可能性も含め様子を見ろといった対応にならざるを得ない場合があります。そのような場合結果的には、同一場所、同一原因で障害再発となる場合があり、除外項目としていただきたいと考えます。	ご意見を参考に、調達仕様書の一部を変更いたします。	あり	No.3 障害再発 復旧対応作業完了後、同一場所、同一原因での障害再発は、右の基準値であること。	No.3 障害再発 復旧対応作業完了後、同一場所、同一原因での障害再発は、右の基準値であること。 (第三者によるもの、自然災害等によるものは除く)
44	単独地域機関回線仕様書	P2	2.2.4.	2.2.4「回線の監視および保守を24時間365日実施すること」とありますが、4.1回線に係る仕様で記載のとおり、広域イーサネットサービスとインターネットVPN接続では回線種別が異なります。回線種別に応じた監視および保守条件の設定に修正をお願いいたします。インターネットVPN接続については、監視および保守は現行ネットワーク仕様と同基準の「8:00から18:00」に修正を希望いたします。	ご意見を参考に、要件の変更を検討いたします。	あり	2.2.4. 回線の監視・運用保守 回線の監視及び保守を24時間365日実施すること。	2.2.4. 回線の監視・運用保守 回線の監視及び保守を24時間365日実施すること。 回線の監視及び保守は、IDCは24時間365日、その他の拠点は8時から18時を原則とする。
45	単独地域機関回線仕様書	P2	2.3.調達内容	2.3 調達内容に記載のIDC用インターネット回線③については、現行ネットワークと同基準の回線仕様との認識でよろしいでしょうか。 <現行仕様> ・スタティック接続とすること。 ・最大共有ユーザ数は10以下であること。 ・IPv4固定グローバルIP数を5個提供すること。 ・IPv6通信が可能なこと。 ・本県の要求に応じて時間ごとの利用帯域がわかるトラフィックレポートの提出ができること。 ・アクセス回線はユーザで専有した光ファイバで接続する専用線構成であること。なお、県が指定するデータセンター事業者が提供するインターネットサービスを利用する場合はこの限りではない。	ご認識の通りです。	なし	-	-
46	単独地域機関回線仕様書	P8	4.1.1.基本仕様	4.1.1基本仕様(広域イーサネットサービス(閉域網)接続)では、主回線の仕様とほぼ同内容と見受けられますが、主回線相当の広域イーサネットサービスでの接続を想定されている認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。	なし	-	-

No.	資料名	頁	章番号	意見	三重県の考え方	仕様書の追記または修正有無	仕様書変更前	仕様書変更後
47	単独地域機関回線仕様書	P8	4.1.1.基本仕様	上記質問にて、認識に相違がなかった場合、本書No.5と同様に「4.1.1 網内遅延の月平均が35msecを超えないこと。」とありますが、現行ネットワークでは月平均10msecを超えないこととなっております。共通仕様書の図2-1に記載のクラウド利用を見据えた次期ネットワークとしては、クラウドサービス利用時に増加する遅延時間も考慮し、現行ネットワークと同基準とすることを強く推奨いたします。	要件を満たせる応札事業者が限定されるため、記載の通りとさせていただきます。	なし		
48	単独地域機関回線仕様書	P9	4.1.2.	4.1.2「回線に接続する拠点あたりの端末/機器(MACアドレス数)に制限がないこと」とありますが、インターネット回線へ求める要件ではないと考えますので、削除をお願いいたします。	ご意見を参考に、調達仕様書の一部を削除いたします。	あり	4.1.2. 基本仕様(インターネット VPN接続) 回線に接続する端末 機器 (MAC アドレス数)に制限がないこと。	4.1.2. 基本仕様(インターネット VPN接続) 回線に接続する端末 機器 (MAC アドレス数)に制限がないこと。
49	単独地域機関回線仕様書	P10	4.2.1.	4.2.1「保守拠点を本県内もしくは～」については、管理体制・連絡体制でなく、運用保守に該当すると思われます。4.2.3監視・運用保守でも、類似の記載がありますので、本文は削除をお願いいたします。	ご意見を参考に、調達仕様書の一部を削除いたします。	あり	4.2.1. 管理体制・連絡体制 保守拠点を本県内もしくはその近郊とすること。各保守拠点には、常時保守要員が待機しており、修理、点検、保守、その他アフターサービスについて、適切かつ迅速な対応が可能であること。	4.2.1. 管理体制・連絡体制 保守拠点を本県内もしくはその近郊とすること。各保守拠点には、常時保守要員が待機しており、修理、点検、保守、その他アフターサービスについて、適切かつ迅速な対応が可能であること。
50	単独地域機関回線仕様書	P12	4.2.4.	4.2.4に記載の要件では県外拠点に対しても県内拠点と同程度の保守条件と見受けられます。「県外拠点(関西事務所、東京事務所、三重テラス)においては、可能な限り早急に駆け付けること」等の記載へ、条件緩和をお願いいたします。	ご意見を参考に、調達仕様書の一部を変更いたします。	あり	4.2.4. 障害時対応 駆け付ける必要があると判断してから、駆け付け完了までの時間を2時間以内とすること。また、尾鷲・熊野地域の地理的に早急な駆け付けが困難な地域は、駆け付け完了までの時間を4時間以内とすること。なお、平日夜間や休日の対応については、本県と協議すること。	4.2.4. 障害時対応 駆け付ける必要があると判断してから、駆け付け完了までの時間を2時間以内とすること。また、尾鷲・熊野地域においては、駆け付け完了までの時間を4時間以内とする。 ただし、県外拠点及び大規模災害発生時はこの限りではないが、可能な限り速やかに対応すること。駆け付け4時間以内とする拠点の詳細については、本県と協議とする。 なお、平日夜間や休日の対応については、本県と協議すること。
51	単独地域機関回線仕様書	P12	4.2.4.	4.2.4「尾鷲・熊野地域の地理的に早急な駆け付けが困難な地域は、駆け付け完了までの時間を4時間以内とすること」とありますが、保守運用面での早期対応が不可欠と考えられます。現行ネットワークと同基準とすることを推奨いたします。	基本的には、地域の場所に影響を受けることのない駆け付け対応が望ましいですが、コストの観点から該当地域への対応は本要件で許容することとします。	なし		
52								
53								